

おる現状であります。その趣旨は、力の弱い私的医療機関の助成を主眼とする建前から、そこに極端な場合、多少の焦げつきができるもそれらがなるべく一般金融機関の負担にならないよう意図されておるわけであります。公庫の性格が窓口受託機関の取り扱いによりゆがめられることは、まことに重大なことだと思う。ただいま申し述べたように、これらに対する指導、監督等に関する格段の御努力が必要だと思ふのであります。この点、御答弁願い

○説明員(鈴村信吾君) 私からお答え申し上げます。実は、この公庫ができましたときにも、今お話しのような懸念が生ずるのではないかといふことのいろいろお話がありまして、既存の公庫につきまして、とかく銀行が、金を借りるについて、預金を強制するというような好ましくないわざが流れているので、十分注意しあうといふお話をうつして参つておるわけであります。

医療金融公庫に関しては、少なくともそういふことがないようによつて、極力公庫を通じて、金融機関の指導をして参つておるわけであります。今お話しのありましたように、金融公庫につきましては、金融機関の保証責任は二割しかございません。他の公庫は、國民にしても中小にしても、五割とか八割とか、非常に保証責任の率が大きいのであります。しかししながら、金融機関の中には、今おっしゃつたような、預金を半ば強制的にさせるとか、好まし

くないことをする例も絶無とはいえないかと思います。したがいまして、われわれは今後とも極力そういう点のないように、具体相な例につきまして金融機関を指導していく。そういうわざを聞けば、すぐその銀行に電話する。

だ、その指導と別に、たとえば今おしゃいましたように、公庫で直接貸しをやるというようなことも検討していいのじゃないかということで検討しておりますので、もしそれが結論が出来れば、またたとえば昭和三十八年度においては直接貸しをやるというようなこともあり得るかと思います。十分

今検討いたしております。いずれにいたしましても、そういうふうなことのないよう、今後とも十分指導していただきたいといふうに考えております。十分

それから貸付の手続の問題であります。だから貸付の手続はやむを得ないといふうに考へております。しかしながら、極力簡素化の線で、今後も検討して参りたい

○鹿島俊雄君 大体ただいまの御答弁で了解いたしますが、どうか極力その方向に向かつて、御指導いただきたい

と思います。次に、もう一つお尋ねいたしましたが、先般の公庫法改正の補足説明の中で、これは貸付基準の変更であります。公立大学付属病院等に

対する貸付のワクを設定するという御説明がございました。また、病院施設等に対する貸付限度額一千円を三千

五百円に増額するという御説明がありました。まことに当を得たお考であります。少なくとも現在の私立大学付属病院の経営といふものは、なかなか容易でございませんし、また、一般診療所同様、保険医療をほどんど中心的に取り扱っている関係上、当然かような措置がとられなければならぬ私は思います。ただ、この場合考へてみなければならぬ点は、大学の付属病院等においては、特に富利を対象にしておらない。その医療内容ある

いは施設等から見ましても、非常に良心的な診療が行なわれておることは当然である。したがいまして、社保診療報酬の上で何か特別な措置を考えられてもよいのではないかと思いますが、現行社会保険機構からしてなかなかそれらは簡単に参りません。したがって、医学医術の進歩向上の見地からしても、少なくともこの際特に長期の低利資金を貸し付けて、助成の一端とすること必要であり、また当然と思うのであります。そういう関係から、利率の引き下げということも、他の一般とともに

貸付限度の問題であります。同時に、この場合必要な条件であり、同時に、またその貸付期限もできるだけ長くすることが必要である。また、その貸付限度の問題であります。現在大抵の付属病院施設はもちろん、特に大学の付属病院等の施設年から見て、少額の貸付は結局焼石に水といふようなものだと私は思います。したがつて、できるだけ貸付限度額は引き上げることが必要であるとは私は思いますが、ただし、貸付基準をきめるという

ところが、一般金融機関の最も悪い貸付対象が、こういった大学等の施設機関である、あまり貸したがらないといふことが現実だと思います。したがつて、勢い寄付金等に頼るというような事柄が、現在大学の経営の上で

○國務大臣(灘尾弘吉君) 御質疑の御趣旨につきましては、ごもつともだと私ども思つております。で、今日国民

皆保険の段階に入りまして、医療施設等の整備といったことは、特に重要な点になってきたと思います。したがいまして、地域的にも整備をはかつて参らなければなりませんし、また、病院、診療所等の内容につきましても、具体的に進めて参らなければなるまいかと思ひますので、その意味におきまして、医療金融の重要性はますます増してきていると、かよううに私考えます。資金量につきましても努力いたしまして、さらに増額をはかりました。うし、また、貸付の条件等につきましても漸次改善して参りたい。現に、先ほど局長もお答え申しておりましたが、できるだけ、貸付の条件を今日よりも有利にいたしたい、かような考え方の方のもとに、大蔵省との間にいろいろ折衝をいたしておるところでございます。何とかうまい結論を得たいものと存じておる次第でござりますので、さよう御了承願いたいと思います。

も御指摘のございましたように、医療の問題は国民の命を預かるものでございまして、非常に重大だと思います。結局一人の人の命は地球よりも重たい、こういう言葉もござります。ところが、今の医療の現状を見ますとき、まことに暗い気持になるといいますか、それを乗りこえて怒りを持ちたいという状態にあると思うのです。私は、最近各地の病院を視察いたしましたて、一体これでいいのか、こういう気持ちにかり立てられます。きょうは大臣にその御所見を伺いたいと思うのであります。

りなり。婦の御不直に、おうに、さらに、しつつ、うこをします。いか御不かりして予算えて抜本的にも、いうとか、いります。
○廢なつ差し、本委員会お伺何とたしめた結にあ赤ち

は、嫁がな
婦もい
す。患者
ある。うに
るもの
鳴らさ
まう。い
のいん
じやや
しがたと
くれま
じやま
たとい
と言ふ
これは
一日ば
ないう
です。一
のでも
ときほ
増員ま
の三三
た。とか
やるよ
りとし
そのノ
院では

病院、あるいは大日向莊あたりで、喀血患者がブザーを押しても看護婦が来てくれない、医者も来てくれなかつた。入院しておりながら、医者も看護婦も来てももらえないで死んでおりました。あるいはまた神奈川療養所のトコロで、医者や看護婦があまり忙し過ぎて、命の綱のだから、あまり患者がブザーを押すので非常にじやまになる、うるさい。インター一フォンを取り上げて一直到る。患者が苦しくなつても、命の綱を切らさない。しかし、あるは保育器の中で死んだとか、もう取り返しがつかないのであります。あるいは火事で逃げおられたとか、あるいは死んだとか、もう取り返しがつかないのであります。ここまで放置したこと、二十四時間患者に接していなければなりません。看護婦が足りないと、当然厚生省ですら千数百名の医者を求めていたのに、大蔵省で結局現在は大臣もお認めになつたように、百七人ですか、これで抑えられありますけれども、四四制にするに、どうやらいいはずの看護婦が足りないと、そこには原因があると思うのであります。若干のことはすると言われたことがあります。これがやれるのかと言つたら、何が機械化ですか、結局インター一フォンをつけたけれども、どういうようなことはしたけれども、より仕方がない、機械化してやる。機械化といつても何が機械化ですか、これがやれるのかと言つたら、何が機械化ですか、結局インター一フォンをついたけれども、どういうようなことはしたけれども、どういふんでしょうか、この屋形原宿は、いや故障があつた、あるい

は、いや、うるさいからと、人が足りないからそうなるのですけれども、インターフォンを取り上げる、入院しているながら、看護婦が間に合わないで死んだということは、私はほんとうに重大問題だと思うのですが、こういうことに對して、何とか努力いたします。検討いたしますというだけでは相済まぬと思うのでございますが、大臣はどう責任を感じ、どう対策をお取りになりますかをよろうとしておられるか、重ねてお伺いしたい。

○國務大臣(灘尾弘吉君)　お述べになりました事例につきましては、私は具体的なことはよく承知いたしております。それが看護婦の不足によるものせん。それが看護婦の不足によるものであるかどうかということについては、何とも言いかねるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、看護婦が不足しておることは、これは事実であります。その不足をいかにして充足するかというところが私どもの考え方ではない問題点ではないかと思うであります。同時に、また病院の中の管理等につきましても、われわれも気をつけなければならない問題点ではありますけれども、同時に、また、病院として内部の管理につきましても、十分にひとつ気をつけてもらいたい、かのように思う次第でございます。質の向上はもちろんのことでございますが、量の不足につきまして、厚生省としては、看護婦の養成施設をふやしますことか、あるいはまた修学の便宜をはかつて参りますとか、あるいは欠員の補充を極力努力をするとか、まずもつてそういうところを一生懸命やつて参らくならぬと思うのでござりますけれども、根本的にいえば、看護婦制

度そのものにつきましても、さらには検討を要する点もあるのではなかろうか。かよううに考へておる次第でござります。厚生省としましても、この看護婦の充足ということにつきましては、極力努力をしていかなければなりませんけれども、同時に、病院を經營しておる面、病院の管理をいたしておる皆さん方においても、この問題については、積極的に、熱心にひとつ努力をして充足に努めてもらいたい、かよううに考へておるような次第でござります。

○委員長(高野一夫君) 政府委員から具体的に補足説明願います。

○政府委員川上六馬君 ただいま大臣からお話をございましたが、先ほど藤原先生が申されましたように、いろいろな事故が起きたということでおざいますが、調査してみると、これは必ずしも私は看護婦が不足をしているから事故が起きたというようなことばかりではないと思います。国立の療養所は、御承知のように、定員と現員とがずいぶん開いているわけでござります。そういうことで、われわれとしては、ことに最近の療養所の患者数などの実情に応じまして、定員の配置がえをやる計画をいたしておりまして、それがまだ実は半分ほどしか実行しておりません。また、欠員があつても、ことに立地条件の悪いような地方におきましてはなかなか補充が困難であるというよ

序といたしましては、今言つたような職員の配置がえや欠員の補充というものをまずやつていきたい。そうして職員のほうもそれに協力してもらえば、さらにいい看護ができるというようになります。

○藤原道子君 私はもつとまじめに答弁してもらいたい。それなら伺いまます。各療養所で、はつきり名前をあげてもいいですけれども、病院が迷惑するといけないから、名前は控えますけれども、空床がある。一番空床が多い療養所です。ところが、空床の多い療養所で、命令入所による入院患者を、看護婦が足りないから事故死があつたとは思えない云々と言われましたが、こんな無責任なことはありますか。私は取り消してもらいたい。大臣は御承知でしょうか。ひどいところだと、三百人くらい夜中に看護婦一人で看病さしているんですよ。夜中に看護婦一人ですよ。インター・フォーンが鳴つたとしても、巡視しているときに鳴つたときには一体どうなるんです。屋形原病院のごときは、幾ら押したって来てくれない。同室の患者が探しに行つて、巡視中の看護婦さんを大急ぎで連れ帰つたという、そういうことは一体どうなっていますか。あまりと抜けた答弁をされたのじや、私は何を委員会で大きな声はしたくななければ、あまりひどい

じゃないですか。ここに局長は、衆議院の委員会で、看護婦の定員は、ほんとうは二・五人に一人くらいが妥当だと言っているじゃありませんか。速記録に残っております。それともう一つは、私は看護制度の問題のときに、厚生省に、療養所の四対一あるいは六対一、これらが妥当かどうかと聞いたときに、これは看護婦が足りませんので、暫定的にというので最初出発したのですよ。あなたのときじゃないけれども、そのときでも厚生省のある技官は、ほんとうに二・八人に一人が妥当だと思いますが、看護婦が足りませんので、仕方がないのがまんしていました。だいて、そのうちに充足いたします。あのときは二交代制だった、今は三交代制です。あのときは資格者が四対一だった。ところが、今日は五・三・二だとか、あるいは四・四・二だとか、看護婦にあらざる者に看護業務をさせているじやありませんか。看護婦にあらざる者が看護業務に携わっていれば、深夜勤務はできないのです。だから看護婦がよけい過労になるじやありませんか。一体こういうことを、看護婦が足りないから起きた事故死ではないとはつきり言えるのですか。良心ある御答弁を聞きたいと思います。しかも、厚生当局は姑息な手段ばかりやつている。どうです、神奈川療養所は看護婦が四十六名も一べんにやめる、病院の運営は成り立たなくなつて、いるじゃありませんか。ほかの病院から一時臨時にお手伝いをいただかなければ病院の運営ができない、そもそもこれの出発点はどこから始まつて、いるか。あなた方が看護婦が足りない、不平を押さえるために勤務評定をやる、あるい

は特別昇給をやる、こういう制度を設けて、看護婦同士が相反して、おもしろくないから四十六人も一べんにやめるような結果になつたのじゃありませんか。それでも看護婦が足りない、空床があるからどうとか、そんな逃げ口上でいいのでしょうか。この点をしっかりと腹をきめて御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(川上六馬君) 国立療養所の中で、命入所あるいは重症患者の入院を拒むところがあるということではあります。私がとしましては、そういう点は努めて国立病院が引き受けなければならぬという考え方を持つております。したがって、今そういうところがござりますれば、特別の事情のない限り、なるべく早くこれを引き受けられるようにしたいと思っております。過日も日患同盟や全医労の方々とお会いいたしまして、いろいろな御要望も聞いたわけですが、私のほうに無理のあるというようと思われるところもございますので、そういう点はさつそく調査をして善処をしましようということを申したわけであります。現在の国立の医療施設においてこれで十分だというようなことは決して考えておりません。改善するところが多いと思いますので、その点は率直に認めまして、できるところから改善して参りたいと思います。それから先ほど看護婦不足のため事故死を起こしたように言われたと思いましたので、私はそのため死んだということでは必ずしもないのではないかといふふうに考えております。「もう一度そことのところを……」「はつきりしなさい」と呼ぶ者あり) 看護婦不足のために死

だ、死因が看護婦不足にあるというようには考えておりません、こういうことを申し上げたのであります。それから、神奈川療養所につきましては、藤原先生自分で出向いていただきますて、いろいろと御指導、御援助をいたいたしましたそうでありまして、この点非常に感謝をいたしておりますが、私のはうもそういう事態にすぐ対処しまして、今お話をございましたように、他の療養所のほうから応援を出しておるわけであります。最近では、現在は看護婦定員百十四名のところに欠員が二十二名ございます。応援を今十名出しておりまして、看護婦一人当たりの患者数といふものが四・六人くらいに現在になつております。それから現在退職希望者を極力慰留をいたしております。また、新採用に今努力いたしております。それから少し管理の悪い面がございましたので、最近では私のほうからも指導いたしまして、同療養所の職員も大体協力一致の態勢が整つて参つております。

そういうものの言い方をするのは、私は許すことはできない。ことに看護婦の問題は、きょう今ここに始まつた大臣の言葉をきょう聞いたなら一応了承するけれども、もうこの委員会の与党も野党も、全部がこの看護婦の問題について議論してきた。これは一昨年以来ずっととそういう立場をとってきている。にもかかわらず、局長は今でも、たとえば国立病院や療養所の職員の協力一致の態勢がどうだとか、配置転換がどうだとか、そらぞらしいことばかり言っている。私は大臣によく聞いていただきたいのは、この委員会がこういう問題に真剣になってきたことは、それは第一の点は、国民皆保険制度が樹立されてきたからであります。そうして全国に皆保険制度ができる、医療問題がもう非常に大きな日本の社会保障の重大な目標になってきた、こういう点から、患者の側からいうならば、サービスをさらによくし、また、看護する側からいうならば、医療技術を高め、また、看護婦さんの労働条件をよくしていこう、そういう点で問題が提起されてきたにかかわらず、一昨年以来何を原委員からも質問が行なわれ、もちろんその中に、たとえば看護婦の養成についての補助金が若干ふえたとか、そういうこともあります。しかし、そういうことは微々たることであって、もつと根本的なことが一つもできていな。しかも、責任者の医務局長は言を左右にして、一番本質的な問題について触れようとしていない。私は、そう

○國務大臣(灘尾弘吉君) 先ほど来申し上げてはいるが、それでございまして、現在の看護婦の充足状況が満足すべき状態でないということは、私も率直に認めさせておるところでございます。これをいかにして充足するかというところが問題となつてくるわけであります。現に先ほど来医務局長が申しておりますことは、当面不足しているところは、ああやりくり、こうやりくりするということを申し上げてはいるので、これでは御不満だらうと思ひますけれども、これは当面やむを得ないという措置をとつてはいるわけであります。根本的にいへば看護婦の量が少ないという問題があるわけでありまして、これをいかにして看護婦の養成所をふやし、看護婦の数をふやしていくかというところをしっかりと考へなければならんと私は思ひます。

○坂本昭君 それは大臣、今のような答弁をしているが、前からわかつてゐる。

○委員長(高野一夫君) 答弁中です。

○國務大臣(灘尾弘吉君) それで、まだしつかりした対策が確立しておらぬいというところも、私は先ほど率直に申し上げたつもりでござります。したがつて、いかにして確立するかという問題について、真剣にひとつ検討してほしいということを事務当局にも話しておりまして、いろいろ今検討してもらつておる最中でございます。なかなか

かこういう時世でもございますし、思
うように参らないところもございます
けれども、極力努力しまして、看護婦
の数をふやしていくという方向におい
て私も努力して参りたい、かように
考えておる次第でございます。すぐ
右から左になななか片づけるような名
案はないわけでございます。その点で
非常に苦慮しておるということを私は
申し上げておるわけであります。

○坂本昭君　それは苦慮される大臣の
気持はわかるけれども、この問題は、
灘尾大臣が就任して突発した問題では
ありません。少なくともこれはその
前からずっととあって、たえがねて、お
ととし、ああいう病院ストという形
で、看護婦さんたちが社会問題として
訴えてきた。それ以来、ほとんど私は
手当はされていないと思う。だから私
はこの責任を追及したい。これはだれ
の責任ですか。

○政府委員(川上六馬君)　看護婦が最
近非常に不足を呼ばれるようになつた
のであります、御承知のように、一
般の産業の景気がなかなかよくなつて
きたため、診療所などの看護助手な
どがなかなか得がたい、また離職する
というような事情が多くなつて参ります
した。それから、看護の勤務体制がだ
んだんよくなつてきただ。これは当然の
ことであります、国いたしまして
も、四十四時間等を実施いたしまし
て、労働条件を改善いたしております
す。また、看護の内容がだんだん向
ふえてきた。また私は、最近都市のほ
うにだんだん看護婦が流れてくるよう

な傾向が強くなっているように思いますが、あるいはよい施設へよい施設へと、看護婦さんが移っていくといふようなことがあります。それから毎年相当病床がふえていくといふことで、最近は以前に増し需要がふえ、看護婦の不足を訴える声が大きくなつたといつておりました。看護婦さんについてばかりでなく、一般中小企業でもやはり手不足を感じます。また、ヨーロッパあたりでは、三交替制というものはあまりしてない、やはり二交替制をとっている病院が多いといったります。しかし私も、ものは、そういうような状況でありますけれども、何とかして、緊急にそうちた不足に対する手当をしなければならないことが多いといつておられます。しかし私は、そういうことで、学識経験者の意見も聞いて現在対策を検討いたしておる次第であります。何といましても、 急に看護婦を作るということは困難でござりますので、やはりパートタイム制などを採用するように指導したいと思います。現在御承知のように、看護婦の資格を持つて就業していないような人が、二十三万もあることになつておりますので、病院の外来などにおきましては、パートタイムでこれを採用するようにしたいと思います。また、現在看護婦さんがやつております仕事の中にも、必ずしも看護婦さんがやらなければならぬというものを、当看護婦さんがやつているといふような事情もございますので、そういう点をよく検討いたしまして、その業務の

整理をすべきだと思います。それから、看護婦さんの処遇をやはりよくするということ、他に女子の有利な仕事がふえていくわけでもございますので、相当そういう方面に進出または転職する人がふえます。看護婦さんの給与その他の労働条件をよくする、これをいたしませんと、他に女子の有利な仕事がふえていくわけでもございますので、相当そういうことにもなりますので、どうしても看護婦さんは現在比較的よく、むしろ民間がそういう点ではだいぶ劣つてありますので、医師会にも働きかけてその改善をはかっているわけでござります。

それから、何といいましても、養成を促進しなければならないことでござりますので、看護婦の学校や養成所がなるべく定員一ぱいに養成するよう指導しています。国立などにおきましても、努めてこれからはたくさん看護婦を養成しようということで努力をいたしております。それから、先ほど大臣がちょっとお触れになりました修学資金の貸費制度に対して、国が助成をやるということにいたしたわけであります。これは最近も府県の様子を聞きますと、相当皆期待しておってくれます。それで、府県ではもうすでにこの制度を設けているところも少なくないようであります。これを進めて参りますと、教育費の負担に苦しむような人たちも、この制度によって、相当助かるのではないか。私のほうでは、三ヵ年間その県の施設に勤けば、この資金は返済しないでもよいということで助成金を還して参る予定にいたしております

で、他の県の施設に流れることが相当防げるのじやないか、こういうふうに考へているわけであります。

なお、地域的に見まして、養成所の足らないところにつきましては、やはり国が補助金を出しますとか、あるいは融資をはかりまして、そういうその施設を増設して參りたいと考えております。

なお、その看護婦制度の基本的な問題につきましては、たとえば現在の看護婦や准看護の教育制度や、看護婦さん等の業務内容の待遇等の諸問題につきましては、現在医療制度調査会が開かれておりますし、ちょうどこの問題を取り上げて、今検討を願つているわけなんでありますので、その答申を待ちまして今後善処して参りたいと存じます。

なお、先ほど坂本先生からやかましいお言葉をいただいておりますけれども、私は、現在国立の施設にも、たとえば今申されましたように、看護婦不足でもって連絡がうまくいかないとか、あるいはブザーが鳴らなかつたということによって看護なり医療の手当がおくれるというようなことがございますことに對しては、衷心よりこれは相済まぬことだといふうに考えておるわけでございます。この点はひとつ誤解をしていただきたいようにお願い申し上げたいと思います。

○藤原道子君 もう少し言葉もはつきり御答弁願いたいと思います。

ただいま医療の内容もよくなつた、看護の内容もよくなつた、こうおつしゃいましたね。看護内容もよくなつてきている、そうおっしゃいましたね。あなたほんとうにそう思つていらつしやいますか。看護というのはど

ういうものでしよう。お手元にぜひ用意していただきたいと思って写真を差し上げましたけれども、こういうことが現実に国立で行なわれている。点滴注射が、顔色にも気をつけたり、あるいは脈搏も絶えずはかりながらやるべきものと私は承知しております。ところが、人手がないから、ごらんのように注射の準備をして、注射の開始をしたら看護婦さんは次の仕事に追われておられます。患者さんに、ここまできたらインターフォンを押して下さい。家族が見舞いに来ておれば、なくなつたら危険だから、すぐ呼びに来て下さいよ。こういうことを言つて看護婦さんは次の仕事に行かなければ看護の手が回らないのです。あるいは赤ちゃんのこの写真にしても、保育箱の中に二人入れるなんというのは、これ大どころじゃない、大事な人間の命です。こういうことは現に行なわれているわけですか。もつとひどいのがあります。神奈川療養所で、あなたはいらっしゃいましたか、私は行って現に見てきた。命綱と患者は呼んでいる。起こしてもらいうことができないのです。手が足りない。重症患者です。息も絶え絶えになつてこの綱にすがつてからだを起こしている。これ国立の療養所なんです。これで看護の内容が充実しているのですか。見て下さい。こんなひどいことをしていて、今急には看護婦は足りませんなどと、あんまりそらとぼけちゃ困ると思うのです。現状をごらんになつておりますか。あるいは脈搏をとるとき、大部屋あたりでは、ターム・ウォッチで、ただいまから脈搏をとります、用意して下さい、用意ドントでとらしておる。脈搏というのは数

だけ見ればいいものじゃない。脈質が大事じゃないでしょうか。そういうことを看護学院じや教えておりますか。あるいはインターネットで脈搏を知らして下さい。患者さんが脈をとつて、幾つございましたかなんて、そういうことをやつておるところが現にあつた、じやございませんか。これで医療行政の責任者としてのらりくらりいていれますか。こういうことに対してもお考えになりますか。あるいはまた、看護婦さんが看護学院で習つたことが実地でやれない。看護学院で習つたことをそのままやろうとすれば、それはもう幾人手があつてもやりきれない。どこを手を抜くか、どう対処していくかということだけで頭が痛いと言つております。それじゃ看護婦になり手がなくなるのはあたりまえだと思う。しかも、そのしわ寄せは患者の命にかかるということだけでは頭が痛いと言つております。こういうことをあなたは監督者としてどうお考えですか。命綱にすぐって起き上がつておる、あるいは点滴注射をながめながらじつとしておる、あるいは産婦人科なんかへ行つてごらんなさい、赤ちゃんに三人も四人も泣かれて看護婦さんがおろおろしているじゃありませんか。それでも看護内容が充実しているのですか。私は、これがじゃあなたの責任は済まないとと思う。先ほどの答弁、坂本委員が追及されましたがれども、検事や警察が言うならう。あなたは、喀血死は、何もそばにいたつて死ぬことがあるといわれる、それは死ぬことがあります。けれども、入院していながら、医者にも看護婦にもみでもらえないで死んでいった家族の気持はどうなんですか。

れば私承知できません。灘尾さんに
お気の毒です。あなたが大臣になら
るずっと前からこの問題は繰り返し
いるのです。私は泣きたいくらいな
いで質問しているのですから……。
それから、今、外国は二交替替だ
か何だから、外国へ行つて見たの
ですか。ボタン一つ押せばカーテンが
くのですよ。ボタン一つ押せば、命
なんかに頼らなくても起きることができますか。何でも都
きのいいことは外國にすりかえる。私
ち日本の医療の現実をどうするかと
うことを質問している。用意ドンドコ
をとつたり命綱にすがつたり、こう
うことで看護婦の定員がそれで事足
るとお考えですか。くどいようですが、
れども、この点はつきりしてもら
たい。

思はれて、綱あでであります。○藤原道子君　灘尾大臣に申し上げておきます。医療を見てほしいのです、事実はどういうことか。命綱も、私はここではつたりを言っているのじゃない。現に見て来た、写真にもとつてある、あるいは脈搏を患者自身にとらして、それを看護婦に申告なという看護行政、看護態勢を外国でやっているでしようか。事はそこまできておるといふことをお考えになつて、大英断をもつて改善してほしい。したがつて、今の定員ではこれだけの看護しかできないのですよ。看護婦はサボつているのぢやない、看護婦さんくたくたになつてゐる。しかも、事故があれば看護婦は——いつか小兒麻痺の赤ちゃんにお湯をつかわしていたら蒸氣が出なくなつた、バルブを締めておいて、そしてお湯をくみに行つてある留守に、子供がバルブの口を開けたために、いきなり熱湯が出て赤ちゃんがやけ死んだ、その看護婦さんは刑事責任を問われたじやありませんか。こういう例もあるのです。人手不足で起きた問題が、その人個人の刑事責任を問われる、こういうところに放置しているということは、私は人道上許せないと思う。ぜひその点は早急に灘尾厚生大臣に私は期待します。

それでは、看護問題の充足ですけれども、口では充足々々と言われますけれども、一体どうして充足するか、今あなたがおっしゃった、何といいますか、今度は奨学金制度を出して、県に

算も通りましたけれども、それはどういうふうな、保健婦、助産婦、看護婦で六百七十名、准看護婦で六百六十人、で、保健婦、看護婦のほうは年間三万六千円、准看護婦は一万八千円ですね。ところが、これも県で二割以上不足の場合で、三年内勤務で返済しなくてもいいと、こういうことがついているのですね。そうすると、両方合わせたってこれはわずかですね、全員といふわけにはいきませんね。今現在の准看護婦さんは奨学金が打ち切られてしまっている原因だけれども、今度これをつけたといたしましても、この奨学金によって卒業してくる人はわずかですね。これの基準はどういうふうにしておきめになるのですか。県はみんな二割不足していますよ、これで足りるのですか。

こう思つて厚生省にお願いしたのです。ただ私が忙しかったので使いをやつたのですが、どこへいくかわからぬような資料は出せないと断わられた、藤原道子と言つたかどうか確認しておりませんが、私はそういう理由で、きょう三十六年度の資料がないので、三十五年度の資料でお伺いしたい。今三十六年十月の厚生省の調査では、一万四千人看護婦が足りないということになつております。そこで、三十五年度の状況から見ますと、ずっとございますが、結局国立だけで、これは医療従事者全体からと、いうことで、相当数足りなくなつているのですが、それよりももっとふえていると思うのです。三十六年度はあらゆる職場で、こういうことに対する、厚生省はそれでも相当の努力はされておるというけれども、看護婦を幾ら充足していくとも、やめていく人が非常に多いのですね。お医者さんの、何といいますか、養成率から見れば、看護婦さんは四倍も五倍も養成しているのですね、お医者さんになると看護婦さんになる人を比較してみますと。それでいて看護婦が非常に足りなくなっている。資格者は四十万あって、実働が十六万ですか、十七万と言われている。やめます。看護婦さんは夜間勤務がござりますが、看護婦さんがやめていく原因。

ますので、それに対してもそれ相当の待遇をしなくてはならないと存じます。そういうところにやはり看護婦不足の大きな原因があると思います。

○藤原道子君 それなら、医者が四人に一人欠員していますね、これはどういう原因だとお考えですか。国立関係でお医者さんも非常にほうぼうで欠員している。医者のいられない理由はどこにありますか。

○政府委員(川上六馬君) 国立の医療施設の場合、医者のほうも、民間のほうの給与から見ますとだいぶ悪いのですがあります。看護婦さんは、先ほど申しましたように、民間給与よりかえつていいわけですねけれども、医者のほうは昨年と、最近のベース・アップなどを入れましても、やはり民間から比べますと、かれこれ三割近くも悪いことになっております。そういう医者の待遇の悪いことが欠員のおもな原因になつていると思います。

○藤原道子君 医者が給与が悪いから来ない。国立病院では看護婦の給与は民間よりもいい、そのいいといわれる国立病院でこの状態なんですね。非常に看護婦の問題に対しては重大だと思います。これはあとでお問い合わせの御質問申し上げますけれども、養成所への入学ですね、これは看護婦養成所へは三千九百六十四名ですか、准のほうは一万二千四百十七人、こうなっている。厚生省では何といいますか、准看コースを入れていらっしゃいますが、それは同じことですから、私はそれを省いていります。これで充足していけるんでしょう。去年よりもむしろ減っているんですね。さらにまたことの志願者はずっと減っているんですね、減ってい

人、六百六十人には奨学金を出しますからと言われますけれども、全体がずっと減つて、看護婦の志望者が減っているということに対して、今の現状打破するためには何年かかる。私はだんだん減つていくような気がして心配でならない。

しかし、何と申しましても、看護婦さんの業務にふさわしい処遇がなされ、若い女子の方が看護婦になりたいとうことでなければ、根本的には看護婦不足を解消できませんので、特に処遇の悪い民間施設に対し、この点の認識を改めるよう指導しております。

○藤原道子君 民間の給与がなぜ悪いのか、それをなぜ放置しておられるのか、この点一点伺いたいと思います。

それから、看護婦の希望者がなくなる原因ですね、これは私の知つておる人も、看護婦になろうと思つて、国立病院に様子を見に行つて、いろいろ聞いてみたら、夜中に一人で勤務しなければならぬ。看護婦がバケツを持ってその辺を掃除をして回つておる。忙しそうに飛んで回つておる。そういうようなことから失望しちやつて、看護婦になるのをやめたというのを聞きました。私は、若い婦人ですから、夜中の一人勤務はいけない。特に医療機関においては、あらゆる場所で深夜二人勤務を励行すべきだ。患者がブザーを鳴らしてもいいというようなことが出るものも、一人で勤務しておるからです。夜中に巡回しておつて、どこやらでは、深夜ですから、何者かに襲われて問題を起こしたこともある。こういうことはありますから、夜間の一人勤務は絶対なくしていくとか、あるいは重症患者に対しでは、一人が一人の看護をしていく。絶えず重症患者にはそばにつききりにいる。死んだのも病院にいて知らなかつたということがない。うに私は考えていくべきだと思う。あるいは何と申しましようか、重症がこのところ来るんですってね、交通事

故なんかで、そういうときに行うべきを正式に設けて、それを今までやつてゐる人にやらせるのではなくて、待機する時間はちゃんと勤務時間としておいていくというようにして、看護婦の労働力、あるいは精神的な負担といふものを軽めていくというような配慮がなされなければ、患者も不幸、看護婦になり手もなくなってくるだらうと思うのですが、その点が一点です。

それから、今度は準看がだんだんふえてくる。ところが、準看は給与がだんだん上がつていっても、十年たつとそれが非常にスローになつてくるのですね、停止状態になつてくる。ほとんどの頭打ちになつております。こういうことは十年たつたらやめていけるというような趣旨にもとられる。もつと希望を持たせなければならぬ。こういうところにも大きな問題がある。

· それから準看の進学コースの問題。準看の進学コースの問題で、今のようない状態では希望がないでしよう。看護婦さんはなかなか行きません。行きにくい状態です。進学コースには制限があるでしよう、人数に。それから勉強して資格をとつて帰つても、勉強しない人よりも低い給与になる、そういうでしよう。苦労して金を使つて、そして勉強して資格をとる、そして帰つてくれれば、勉強しないでそこに働いていた人よりも給与が低くなるでしよう。それを取り返すには、若干今度は改めたういうことが結局看護婦不足の一つの要因をなしておると私は考えますけれども、そちらではどうお考えになつて

いるでしようか。もつと希望を持たせることにはどういう点で希望を持たせるのですか。

年たつたら国家試験を受けて、そして資格を取得するというようなことも考へられるのじやないか、こう思いますが、どうでしょうか、この点について

でもないことですよ。あるいはまた努力して修業させるというようなことを言つたけれども、ある病院では準看護師でだれが監督してやるのですか。とんでもないことですよ。

○藤原道子君 法律ではそうなつておつても、実際にはなつていなから問題にしているのです。全く局長自身

労働力、あるいは精神的な負担といふものを軽めていくといふような配慮がなされなければ、患者も不幸、看護師になり手もなくなってくるだろうと思ふのですが、その点が一点です。

それから、今度は準看がだんだんとえてくる。ところが、準看は給与がだんだん上がっていつても、十年たつとそれが非常にストローになつてくるのですね、停止状態になつてくる。ほとんど頭打ちになつております。こういうことは十年たつたらやめていけといふような趣旨にもとられる。もつと希望を持たせなければならぬ。こういうところにも大きな問題がある。

必要だと考えます。私も、準看から看護婦になる道を広くしたいというふうに考えております。そのためには今年から夜間進学を認めるなどとしています。これは先ほどお話をのように、勤めながら看護婦になる道を開く必要があるからです。これらは現在我機会あるごとに私たちも出て指導しています。昨年の病院ストから、だいぶん民間のほうの待遇も改善されていますけれども、なお十分ではありませんから、この点を今後とも一そく指導して参りたいと考

○政府委員(川上六馬君) その点、今
そういう点もあわせて検討いたしてお
るわけであります。まあしかし準看
と、それからいわゆる正看と、相当教
育期間は御承知のようになっておるわ
けでございます。ことに一般教養など
がだいぶ足らない面があるわけでござ
います。片方は高等学校を出ておりま
す、片方は出ておりません。そういう
点で、他に通信教育でいくか、あるい
は実習が非常に問題になると思いま
すから、そういう点などをどうするかと
いうような問題で、十分今お話をよう
な点も含めて検討いたしておるところ
でございます。

通っていた。あまり数が多いから、通学禁止している病院がある。ある出張所長は、夜間の高校へ通う数が多く過ぎるから看婦業務に支障がくるのだ、だから高校へ通学する者は制限するようにと指導しているじゃないですか。こういうことを御存じですか。准看では深夜はできないはずなんです。高校へ行きたい者は、当然学問の自由ですよ。これを制限するような指導がなされておるというのは、あなたがそういう指導をしていらっしゃるかどうか。これは重大問題だと思いますので、お伺いしておきます。

なんですよ、病院は、一度大臣見て下さい。局長もちょっと足を運んで、「らんなさい。とんでもないことです。それともう一つは、国立では看護婦の待遇がいいいとおっしゃるけれども、ことしは中学を卒業した一般労働者でも一万元です。高校を卒業すれば一万二、三千円です。看護婦は高校を出て三年勉強して、しかも、国家試験を受けて、それで非常に過労な業務に従事しておるのでですよ。それで、今も言うように、看護婦は良心的にやりたくないのですよ、タイム・ウォッチでもつて脈をとったり、命綱にすがっているのを見ていたくないのです。けれども、

・それから準看の進学コースの問題題。
准看の進学コースの問題で、今のよ
うな状態では希望がないでしょ。看護
婦さんはなかなか行きません。行きに
くい状態です。進学コースには制限が
あるでしょ。人数に。それから勉強
して資格をとつて帰つても、勉強しな
い人よりも低い給与になる、そうであ
らう。苦労して金を使つて、そして
勉強して資格をとる、そして帰つてく
れば、勉強しないでそこに働いていた
人よりも給与が低くなるでしょ。そ

それから、深夜の一人勤務は前々から問題があるわけでありまして、私も心配いたしておるわけであります。こちらの建前といたしましては、軽症患者をそういう体制でいって、特に夜間でも看護の手が必要なようなところには、それにふさわしい看護婦の配置をするよう指示をいたしております。十分な点があると思いますから、十分検討いたします。

○藤原道子君 私は、看護業務に準看と正看とには区別があつたと思うのですが、あれは撤廃になつたのですか、どうですか。

○政府委員(川上六馬君) 業務内容はほとんど同じでござりますけれども、御承知のように、医師や看護婦の指示のもとでやるということになつておるわけでございます。

○藤原道子君 それが励行されておるところ考えですか。

○政府委員(川上六馬君) まあそれが

承知のよう、婦長がおりまして、そして婦長の指示を受けるという体制にあるわけでございます。それから、その場に医師なり看護婦が常におつて、その指導のもとに看護をするというような解釈をいたしておりません。特に看護上指示をしなければならぬようなことがありましたら、あらかじめその指示をしておけばよいという解釈もいたします。

人手がないから、やむを得ずそういうふうにしているということは、非常に良心的にいやなんだそうです。学院で習ったような仕事もできないようならと言つて、失望してやめていく人がある。学校で教えたことが実地に役立つよう指置されたらどうか、これが看護婦充足の第一要件だと私は思う。私も看護婦をしておりました。けれども、その当時は精神看護といふか、心理看護といふか、そういう面もやれたのです。このごろの看護婦さんは雑務——

○藤原道子君 準看の進学の問題にいては、私は、希望を持たせるといふ意味と、看護婦を充足するという意味とかね合わせまして、通信教育といふようなことも考えられるのじやないか。あるいはまた四年なり五年なりの通信教育で勉強して、実務で四年か五年か

○藤原道子君 何だか、質問するのが
ばかくさくなってしまう。ここのが
れればいいのじゃないのですよ。ほと
んど準看が深夜勤を一人でやつたりし
ておるじゃありませんか。深夜勤一人
法律の建前ですから、そういうことで
指導いたしておるわけでございます。

○政府委員(川上六馬君) 国立では深夜勤の一人は看護婦をして当たらせております。また夜間、婦長も置いておが深夜勤務しているところがあつたら教えて下さい。

そのときそのときの用件に追われてしまって、患者にやさしい言葉一つかけることができないのです。それのみならず、点滴注射もやりっぱなし、検脈も患者に依頼する、こういうことに放置しておいて看護婦は充足できるなんということは夢でござります。その点か

ら徹底的に検討し直してもらわなければならぬと思います。したがって、どうです、国立あたりでは、率先して看護さんたち、医療従業員と申しますようか、こういふ人の最低賃金といえども、最低賃金を設けるということは考えておりませんけれども、やっぱり医療従業員の待遇を一そくよくしようと考へたのです。

○政府委員(川上六馬君) 今のところ、最低賃金を設けるということは考えておりませんけれども、やつぱり医療従業員の待遇を一そくよくしようと考へたのです。

○坂本昭君 ちょっと関連して、国立病院の看護婦の給与はいいといふことを言つておられます、局長は絶対的な意味でいいといふに確信を持つておられるんですか。つまり数が少なくて、非常な過重労働、犠牲の中で——それは若干いいかもしれない。しかし、局長が、その国立療養所の看護婦の給与はいいといふことを、

いう考へは持つております。
○坂本昭君 ちょっと関連して、国立病院の看護婦の給与はいいといふことを言つておられます、局長は絶対的な意味でいいといふに確信を持つておられるんですか。つまり数が少なくて、非常な過重労働、犠牲の中で——それは若干いいかもしれない。しかし、局長が、その国立療養所の看護婦の給与はいいといふことを、

非常に確信を持つて、何か非常な満足感を持つて宣伝しておられるような印象を受ける。そこ辺の真意をひとつこの際はつきりとおっしゃつて下さい。

○政府委員(川上六馬君) 私は、国立病院の処遇が比較的いいということを先ほどから申しておるわけですが、この際はつきりとおっしゃつて下さい。

○坂本昭君 その藤原さ

ら私は、もう三年来、医務局としてすることじやないか。医療金融公庫を作つて、設備投資に対し若干有利な条件——これも私はあまり有利だと思わぬんですが、もつと基本的な考え方があるじやないか、そういうことをあなた何もやつておらぬので、もう私は医務局不要論であります。厚生大臣、医務局を存置するんだつたら、今度は私は設置反対ですよ、つぶしたばかり。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のよ

うに、現在医療法の標準が、一般の病院

では四対一とこうなつておる。結核療

院の四対一を一・五対一にしてよろ

しいといふなことを局長が言つた

といふことを藤原委員が触れられました

で、それについて答弁も説明も何もない

かたつたんですが、一体それはほんとう

ですか、ちょっと聞いておきたい。

○政府委員(川上六馬君) その藤原さ

んの先ほど御発言は、私もちょっと心

当たりがないのでございますけれども、

そういうことを言いましたかどうか、よ

く速記録調べてみたいと思います。

○藤原道子君 私は先ほど、あなたの

前局長だけれども、衆議院の速記録

を調べていただければ、局長は変わつ

ても、厚生当局としては二・五が妥当と思

うという線は出ている。そこに問題があ

る。それから最近聞くところによ

ると、看護業務の中にはかなり業務が食

入っている。だから二〇%ぐらいは他の

者でも間に合わせるというようなこと

が、医療法の施行などを医務局は所管

しておるわけですが、医療法

では、御承知のように、病院にはこれ

だけの医師なり看護婦を置くべきだと

いふことになりますと、これは先ほど申しましたように、必ずしも

よくないと思つております。

○坂本昭君 その民間がどんな条件で

治療費をはじくべきだという主張もいた

しており、それが一部いれられておる

ので、昨年の医療費の改定などの際は、

私のほうから、病院に置く定員に対し

て相当な待遇ができるような工合に医

療費をはじくべきだといふことを

おこなつておられます。

○坂本昭君 ちょっと。今の二・五対

一は、これはうそですね。それから四対一はいいんですね。それとも今後はどうするんですか。ちょっとと数の原則ぐらははこの際ひとつ明らかにして下さい。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、現在医療法の標準が、一般の病院で、重症患者では御承知のように六対一になつておる。したがつて、先ほど藤原先生からいわれました二・八であるべきだといった記憶はございません。しかし、将来それでいかと申されますと、問題がござります。医療法ではそれは標準でござりますから、国立病院でもそれ以上置いておるわけでござります。重症患者、手術患者が多いところはそれ以上置いているわけですから、それ以上置いておるわけでも、それについて答弁も説明も何もないから、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(川上六馬君) その藤原さんは、先ほど御発言は、私もちょっと心地よいものでございますけれども、どうか、よろしく速記録調べてみたいと思います。それから医務局は何もしていないでございませんかといふことでござります。基準もだいぶ古いので、それについても私は検討を要するものがあると思います。

○藤原道子君 私は先ほど、あなたの前局長だけれども、衆議院の速記録を調べていただければ、局長は変わつても、厚生当局としては二・五が妥当と思ふ。それで私は、きょうはもうそろそろと運営できないのですからね。そういう点は間違いく指導してもらわなければなりませんよ。そういうことも十分配慮しておるわけですが、医療法の上でやつても、これが逆の結果になり、かえつて看護婦減員の動機にならないとも限ります。基準もだいぶ古いので、それから最近聞くところによると、看護業務の中にはかなり業務が食い入っている。だから二〇%ぐらいは他の者でも間に合わせるというようなことが討議されているらしいということを漏れ承つておる。ところが、私たちは、それでも間に合わせば困る。ですから私は、きょうはもうそろそろと検討してもらいたい。今は患者さんが寝汗をびっしょりかいでも寝巻をかえられない。二日に一べんしかかえても漏れ承つておる。ところが、私たちは、それからハイフオーランをつけておるからといって安心しても、改善を要する問題につきまして、いろいろ御指摘になりましたが、すみやかに改善し得るもののは、私は直ちにこれを実行しなければならぬと思ひます。

看護婦対策につきまして、現に医務局を中心としていろいろ検討させております。その有効適切な対策が確立いたしましたならば、できるものから逐次私は実行して参りたい、かようなつもりでやつておるわけでございます。この上ながらのまた御指導もいただきたいと存じますが、われわれいたします。こしても、せいぜいこの問題には真剣に取り組んで参りたいと存じます。

○坂本昭君 今大臣は、藤原委員の説明を聞いて学ぶところ多かったたんなりで、そんなところで感謝されたのでは私たち納得できませんよ。それは補助をするところの局長以下、医務局の人たちがみんながサボタージュしているからですよ。われわれから説明を聞いてから学んだなんて言って、そんなことを言つておる時期では私はないと思いつます。先ほど来も医療法の一対四の問題についても、あの答弁だって、局長の答弁は、一体自分が発言したのかだれが発言したのか、自分でしっかりと信さえあつたら、そんなこと私は言いませんと言ひ得るはずです。藤原委員の答弁は、一類自分が発言したのかなどと言つておる時期では私はないと思つてから、あれは前の局長の発言でしたなあなどと言われて、そうでしたかなんて、そんなばかなことを言つていたのではないか間に合わないと思う。ことに、さつき局長は、一類看護、二類看護、三類看護というものがあって、結核や精神はそれぞれ違う。これをきめたのは医務局できめたんぢゃないんですよ、保険局できめたんのです、医務局は何にもしない。してないどころじゃない、サボタージュしておるんです。私は、そういう点では非常に問題があると思う。ことに看護婦不足の三十六年十月の一

万四千人、この数も私はうそだと思うのです。私は、具体的にある県へ行つてその件数の取り方を調べてみますと、県から報告したものを見た上を切つちやつて、少なめに少なめに報告しているんです。そうして事態をつまり大臣の御認識をなるべく深刻にさせぬように私はこまかしてきただと思ふ。そうしてこれはもう三年かかって、今日に至つてこういうことなんですね。しかも、今できてる看護婦の養成の計画、これでは絶対に間に合いません。私は、だから責任をとつてもらいたいんです。三年かかってもやられたいようなこういうことをやつてしまふ。こういう組織の責任者、行政の責任者では、いさぎよく責任をとつてもらいたい。そうしてほんとうに今国民としては、医療については焦眉の急です。ほかのことと違う。医務局は法制局じゃありません。毎日々々みんなが苦しんでいる。これは大臣も私も、だんだん年をとつてきてまして、病気になる機会も多くなります。今も私は薬を飲み始めて、いよいよこれはこういう日本の医療では大へんだということを真剣に考えざるを得なくなってきた。これは私だけじゃない。国民全体が非常に強い要望を持っているにもかかわらず、看護婦さん一つとっても解決できない。しかも、今の皆さんの答弁を聞いてみると、これは安閑としておれない。私は、だから医務局の人たちはサボタージュしておる、医務局は不要だ、そこまで極言せざるを得ないです。今、だから大臣があらたまつて、これから一生懸命やるといつたつて、これからじやおそいのです。私はその点大臣の気持はわかりますけれど

もありますまい、これはもうここにすわっておられる高野委員長も非常に強硬な意見を述べておられ、私は、おとしとし、去年以来——去年ころはむしろ私たちはきょうのような答弁では絶対に満足できない、それだけをはつきり申し上げておいて、一応関連でございますから、私の意見は終わります。

○藤原道子君 基準監督局来てますか。ちょっと伺いますが、労働省から来てますか。

○委員長(高野一夫君) 監督課長が見えております。

○藤原道子君 今お聞きのような状態で病院の運営がなされてるのでござりますが、私は、看護婦には夜間勤務はむろん認められておりますが、それは非常に過酷な夜間勤務がなされておる。それから、超過勤務をしても、超過勤務料がそれだけに払われるといない。それから、ひどいところになると、三日も四日も深夜が、当直制といつて、ずっとやるのが続いているところがある。こうした病院の運営について、基準監督局はどういうふうに監督してこられているか。私は女子の深夜業の禁止というのは、母体保護の立場から規定されておると思うのです。特殊業務にはこれは認められておるけれども、それは特殊な業務だから認められておるのであって、その人たちの母体はどうなつてもいいのだとうう考えで認めておるのじゃない。こう

いうことに対して、監督局としてはどうぞういうふうなお考えを持っておられるか、どういうふうな監督指導がなされ得るのか、この一点をお伺いをしたい。

○説明員(小鶴光男君) 基準法のうちでも、非工業的のものにつきましては、保健衛生及び商店、サービス、これらについて從来から監督を重点的に実施しておるのでございますが、一昨年の三十五年に起りました病院ストップを契機といたしまして、いろいろの労務管理上の問題がある、こうしたことなどがございますので、この点を重点として、現在昨年の上半期でいわゆる二千五百四十四ばかりの監督を実施しております。その中で共通的に見出せますと違反につきましては、女子の労働時間の時間外、それから休日の問題及びこれららの時間外に伴いますところの割り増し賃金の問題、こういうものが共通して見受けられるのであります。ただいま藤原委員御指摘の深夜業の問題につきましても、看護婦さんにも深夜業は認められておりますが、何分にもこれが継続的に行ないますと、やはり母体の障害がござります。労務管理上、あるいは人員の不足という点からくるいろいろの問題もございます。必ずしも基準法違反になるかどうかは別といつてしまして、いわゆる労務管理の改善という点につきまして、重点的にやつていかなければならぬのではないかというふうに考えております。来年度の予算につきまして、そういう面の労務管理指導の改善費も入っておりますので、この面についても重點的に審査していくたいと思います。

○ 説明員（小鶴光男君） 病院ストトを契機といたしまして、たとえば厚生省でやつておりましたいわゆる病院経営管理の懇談会といふうなものの意見いろいろ拝聴いたしまして、たとえばいわゆる人間関係といいますか、労務管理の基礎となつておる就業規則といふようなものの整つていないというようなところもございますので、その辺から労務管理といふものをやらなければならぬのじやないかといふように考えまして、その辺を重点的に実施したわけでござります。

○ 藤原道子君 きょうはあまり満足なお答えはいただけませんんでしたけれども、これは当委員会でもしばしば繰り返して取り上げてきた問題でございまますから、もうここまできで、この間も日赤病院が浜松の駅前へ移転して、非常にデラックスな病院ができてゐるのですがさいますけれども、看護婦が足りなくて開院ができない。だから新館を使って、また旧館のほうは全部あけてある、こういうことが随所に見られる。病院を建てるは看護婦が必要ということはわかりながら、こういう対策が立てられていないといふところに、こういう問題がひとつあるよう思ひます。局長は国立だけをおっしゃいますけれども、医療の担当は全部あなたのほうでございましょう、これが私は問題だと思うのでござります。ひどいところになると、看護婦さんが五千円なんというところもあるのでございます。こういうことを放

置されてきたということも、私は非常に残念なんです。そういう点も今後の問題として残りますが、取りあえず先ほど申し上げましたようなことと、さぞ産院ですね、赤ちゃんが一人に認められていないのです。これも産婦一人が人間であって、赤ちゃんは人間として認められない。手のかかるのは赤ちゃんと、産後の産婦さんも大事ですよ。だけでも、赤ちゃんは生きているのです。ところが、これに一人の手のかかるところ、非常に一人の手のかかるところが、非常に苦労はそこにもあるわけです。産科などへ行って一度見ているので、非常に苦労はそこにもあるわけです。産科などへ行って一度見ていただけばわかることなんぞございませんけれども、こういう点はやはり根本的に改めるべき問題ではないか。

それから四四制にしただとおっしゃるけれども、四四制はその施設々々で実際にやっているのですよ。一日七時間にして、そうして四時間を作り出すとか何とかやっていきますので、ごまかしておる。ところが、これでは半ドンという意味はないのですね。あなた方だって土曜日をあれして、きょうは七時間くらい働いたから、だから半ドンなしでいいたらがまんできないだろうと思います。したがって、私としては、休日の前日か、あるいはあの日でもようございますから、やはりこの半ドンということのけじめをはつきりつけてもらいたい、そういう点もひとつ十分実行してほしいということ。

それから、先ほど申し上げましたパート・タイムの問題についても、ひとつしつかりした指導をしてもらわなければ、パート・タイム制をとるといふことに私たち反対しなければならぬ、こういう点も十分御検討願いたいと思います。

それから、いろいろ御意見、御要望をお聞きしましたが、できることに私たち反対しなければならないだけ私どもも医療内容をよくしたいということを考えたるわけでありました

と思います。

○委員長(高野一夫君) 川上局長、何か一言。

○政府委員(川上六馬君) 先ほどからお話をございました看護助手をふやし

て看護婦を減すというようなことについての御意見があつたわけであります

が、私は、最近いろいろ看護婦の問題が、あるいは医療法の四四制といふ面はだいぶ整つきましたが、どうも私は、日本の病院というのは基準看護と

やかましくなつて、いろいろ検討いた

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

○横山フク君 ちょっと今のことと、

局長は高野委員長に注意されたので、

要望だけにお答えになれば私も質問しませんか。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

ただ、私は、最も近いいろいろ看護助手をふやしておるわけありますが、どうも私は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

は、日本の中の病院といふのは基準看護と人間として認められないようなところをございません。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

ありませんか。

○委員長(高野一夫君) ほかに御発言

鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法」に改める。

四の三 解雇制限補給金の支給

に関すること。

第十三条第一項の表中身体障害者雇用審議会の項の次に次の二項を加える。

炭鉱労働者雇用安定審議会

労働大臣の諮問に応じ、炭鉱労働者

の雇用安定に関する事項を調査審

議すること。
（この法律の失効）

3 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

4 前項の規定によりこの法律がその効力を失つた場合においても、当該効力を失つた日前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の規定は、その日以後も、なおその効力を有する。

本案施行に要する経費としては、約十億円の見込みである。